

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年9月11日

担
当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
監察監督官 佐藤 泰隆
電話 03-3512-1612

平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果を公表します

～都内149企業に対し、18億5,205万円の支払を指導～

東京労働局（局長 勝田智明）は、このたび、平成28年4月から平成29年3月までの1年間（平成28年度）において、管下18の労働基準監督署（支署）が時間外・休日及び深夜労働に対する割増賃金の支払が適正に行われていないとして監督指導を行った結果、その支払額が1企業で100万円以上となった事案を取りまとめましたので公表します。

《平成28年度東京労働局管内における監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント》

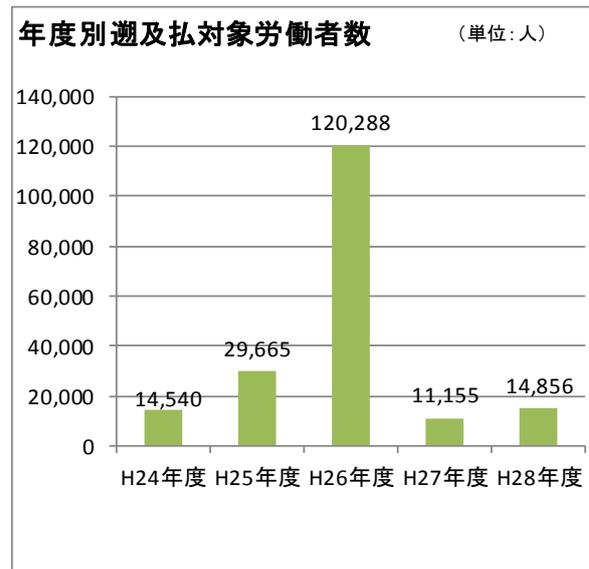
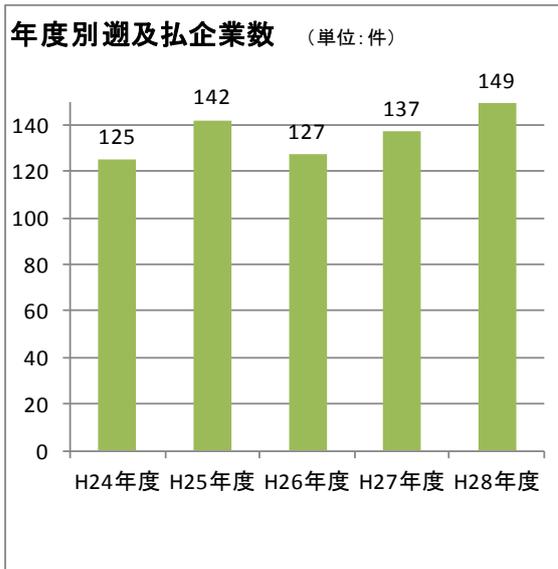
- 1 是正企業数 149企業（対前年度比 12企業増）
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、27企業。
- 2 支払われた割増賃金合計額 18億5,205万円（同 6億9,603万円増）
- 3 対象労働者数 14,856人（同 3,701人増）
- 4 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり1,243万円、労働者1人当たり12万5,000円

東京労働局では、この結果を踏まえ、賃金不払残業を解消するための監督指導を徹底するとともに、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の解消に向け、労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を引き続き展開することとしています。

東京労働局における100万円以上の割増賃金の遡及支払状況 (平成28年度分)

第1表 対象企業数、労働者数及び支払金額

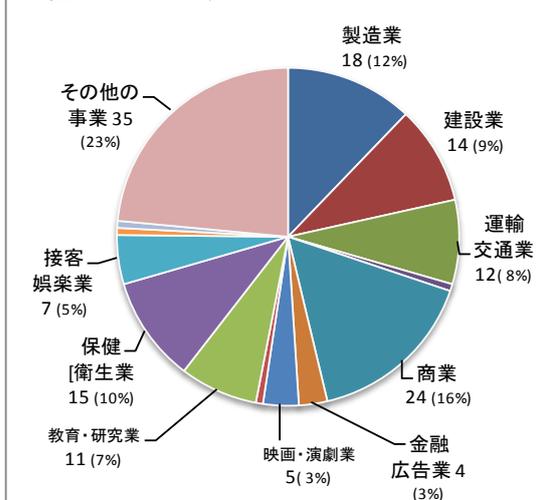
年度	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
H24年度	125	14,540	176,464	12.1	1,412
H25年度	142	29,665	221,517	7.5	1,560
H26年度	127	120,288	338,753	2.8	2,667
H27年度	137	11,155	115,602	10.4	844
H28年度	149	14,856	185,205	12.5	1,243



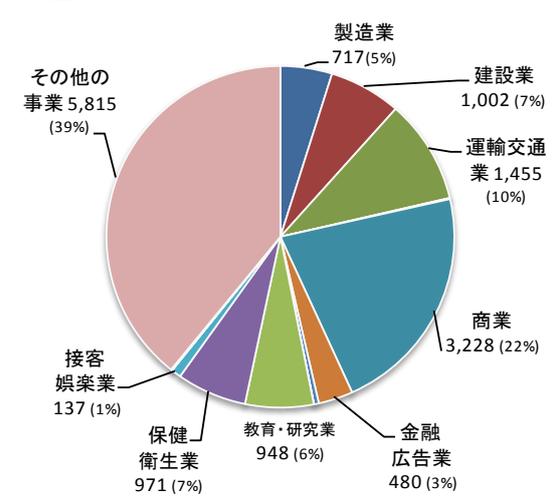
第2表 業種別の対象企業数、労働者数及び支払金額等

業種	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
製造業	18	717	6,335	8.8	351.9
建設業	14	1,002	13,332	13.3	952.3
運輸交通業	12	1,455	4,061	2.8	338.4
貨物取扱業	1	16	100	6.3	100.0
商業	24	3,228	35,088	10.9	1,462.0
金融広告業	4	480	8,322	17.3	2,080.5
映画・演劇業	5	68	1,480	21.8	296.0
通信業	1	2	121	60.5	121.0
教育・研究業	11	948	5,500	5.8	500.0
保健衛生業	15	971	61,519	63.4	4,101.3
接客娯楽業	7	137	2,644	19.3	377.7
清掃と畜業	1	2	109	54.5	109.0
官公署	1	15	1,822	121.5	1,822.0
その他の事業	35	5,815	44,772	7.7	1,279.2
合計	149	14,856	185,205	12.5	1,243.0

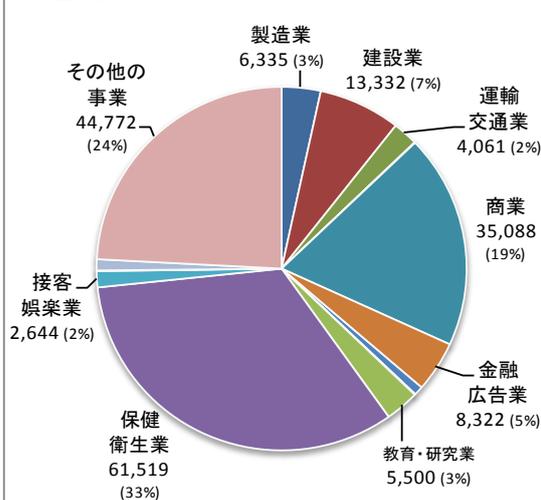
業種別の企業数 (単位: 件)



業種別の対象労働者数 (単位: 人)



業種別の支払額 (単位: 万円)



～賃金不払残業の解消のための取組事例～

<事例1> 業種：美容業

【賃金不払残業の状況】

会社は、タイムカードにより出勤・退勤時刻を把握し、自己申告により時間外労働を把握していたが、これらの記録から、時間外勤務が正しく申告されていない疑いが認められた。

【監督署の指導内容】

労働時間の実態調査を行い、新たに判明した時間外労働に対して割増賃金を支払うこと、労働時間を適正に把握することについて指導した。

【企業が実施した改善策】

労働時間の実態調査を行い、不払となっていた2年間の割増賃金を支払った。

また、賃金不払残業を解消するために、以下の取組を実施した。

- ①スタッフの増員・人員配置の見直し等を行い、時間外労働の削減を図った。
- ②全店舗でミーティングを行い、労働時間を適正に申告することについて全管理者及び労働者に徹底した。
- ③新たな勤怠管理システムを導入し、在社時間と労働時間を機械的に把握できるようにし、未申告の時間外労働の発生を防止した。

<事案2> 業種：その他の事業

【賃金不払残業の状況】

会社は、労働者の自己申告により始業・終業時刻及び時間外労働を把握していたが、パソコンのメールの送信記録から、時間外労働が正しく申告されていない疑いが認められた。

【監督署の指導内容】

割増賃金を適切に支払っていないことについて是正勧告を行った。

また、労働者から聴き取りを行うなどの実態調査を行い、新たに判明した時間外労働に対して割増賃金を支払うこと、労働時間を適正に把握すること、時間外労働に関する協定を適正に運用することについて指導した。

【企業が実施した改善策】

労働者から聴き取り調査を行い、不払となっていた2年間の割増賃金を支払った。

また、賃金不払残業の解消のために、以下の取組を実施した。

- ①管理部門で自己申告の記録とパソコンのログデータを定期的に確認するとともに、自己申告の記録と退館記録とを自動的に突合するシステムを導入し、未申告の時間外労働の発生を防止した。
- ②時間外労働時間数に応じた人事評価制度を廃止した。
- ③労働時間を適正に申告することについて、全労働者に徹底した。